

「第3期山形県医療費適正化計画」の策定について

医療費適正化計画策定の趣旨

- 住民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、今後医療費が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることが必要
- そのための仕組みとして、平成18年の医療制度改革において「医療費適正化計画」に関する制度が創設

医療費を取り巻く環境

- 平成28年現在、約1700万人と推計される75歳以上の人口は、平成37年には約2200万人に近づくと推計されており、これに伴って現在は国民医療費の約3分の1を占める後期高齢者医療費が国民医療費の半分弱を占めるまでになると予想
- 国民の受療の実態として、高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が徐々に増加し、次に75歳頃を境にして生活習慣病を中心とした入院受療率が上昇
- 喫煙は、がん、循環器疾患等の生活習慣病の予防可能な最大の危険因子であり、喫煙による健康被害を防止するために、受動喫煙も含めたたばこ対策の必要性の高まり
- 医療の効率的な提供に向け、後発医薬品の使用促進と重複投薬の是正等の医薬品適正使用の必要性の高まり

第3期計画での対応

○ 住民の健康の保持の推進について取組を推進

生活習慣病の発症予防として、個人の生活習慣の改善を促す取組を進めることに併せ、生活習慣病に罹患した後は、速やかに医療機関の受診を勧奨するとともに、その重症化を予防するための取組を進めることが重要であることから、特定健康診査及び特定保健指導や糖尿病の重症化予防の取組などを推進する。

○ 医療の効率的な提供の推進について取組を推進

今後、医療費の増大が見込まれる中では、重複投薬の是正等、医薬品の適正使用を推進することが重要であることから、新薬と同じ効能・効果で価格の安い後発医薬品の利用促進や重複・多剤投与の適正化を図る取組などを推進する。

「第3期山形県医療費適正化計画」(案)の概要

第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の背景と趣旨
 - ・住民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、今後医療費が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するための仕組み
- 2 計画の目標年度
 - ・平成35年度
- 3 計画の位置づけ
 - ・高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項の規定に基づく都道府県医療費適正化計画

第2章 医療費を取り巻く現状と課題

- 1 本県の特徴
 - ・高齢化率が高いが、1人当たりの医療費は全国平均をやや上回る程度
 - ・1人当たり後期高齢者医療費は低い方から全国第7位
 - ・健診受診率は全国第2位
 - ・後発医薬品の使用割合は全国第5位
- 2 課題
 - ・高齢化の進行により、医療費は更に伸びる見込み
 - ・これまで本県の医療費を低く保ってきた要因と考えられる高い健診受診率と後発医薬品の使用について、更なる取組が必要

第3章 達成すべき目標と目標達成に向けた施策

- 1 基本理念
 - ・住民の生活の質を確保・向上する形で、良質かつ適切な医療の効率的な提供を目指すものであること
 - ・医療費適正化の取組は、結果として高齢者の医療費の伸び率を中長期的に下げていくものであること
- 2 医療費適正化に向けた目標
 - (1) 住民の健康の保持の推進に関する目標
 - ① 特定健康診査の実施率
40歳から74歳までの対象者の70%以上
 - ② 特定保健指導の実施率
特定保健指導が必要と判定された対象者の45%以上
 - ③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率
(特定保健指導対象者の減少率)
平成20年度と比較して平成35年度時点で25%以上減少
 - ④ たばこ対策 成人喫煙率12%以下
 - ⑤ 予防接種 予防接種広域実施市町村35市町村を維持
 - ⑥ 生活習慣病等の重症化予防の推進
平成35年における糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数90人以下
 - ⑦ その他予防・健康づくりの推進
 - ・歯と口腔の健康づくり 8020運動達成者 50%以上
 - ・高齢化に伴い増加する疾患対策 運動習慣のある高齢者(65歳以上)の割合 男性58%以上 女性48%以上
 - (2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標
 - ① 後発医薬品の使用割合
平成31年度末まで使用割合80%以上(H32以降も維持)
 - ② 医薬品の適正使用
かかりつけ薬剤師を配置している薬局の割合85%
- 3 目標達成に向けて県が取り組む施策
 - (1) 住民の健康の保持の推進
 - ・特定健康診査及び特定保健指導の推進
 - ・保険者による健康増進対策への支援
 - ・県民の自主的な健康づくりの促進
 - ・たばこ対策の推進
 - ・予防接種の推進、生活習慣病等の重症化予防の推進
 - ・その他予防・健康づくりの推進
 - (2) 医療の効率的な提供の推進
 - ・病床機能の分化及び連携並びに地域包括ケアシステムの構築
 - ・後発医薬品の使用促進
 - ・医薬品の適正使用の推進
 - (3) その他医療費適正化に向けた取組の推進
 - ・がんの予防及び早期発見・治療
 - ・救急電話相談の活用
- 4 目標達成に向けた保険者など関係者との連携及び協力
 - ・保険者が取り組むべきこと(リスクの高い被保険者への受診勧奨)
 - ・県と保険者が連携して取り組むべきこと(保険者の取組への支援)

第4章 計画期間における医療費の見込み

- ・医療費適正化の取組を実施しない場合 4,189億円(A)
- ・医療費適正化の取組を実施した場合 4,144億円(B)
- ・医療費適正化の効果は45億円(=A-B)

第5章 計画の達成状況の評価

- 1 進捗状況の公表
 - ・法に基づき、毎年度、計画の進捗状況を公表
- 2 実績の評価
 - ・法に基づき、計画期間終了の翌年度の平成36年度に実績評価